

教育・保育提供区域の見直しについて

1. 教育・保育提供区域とは

【子ども・子育て支援法に基づく基本方針】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要がある。

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

⇒教育・保育施設及び地域型保育事業においては、認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となる

2. 第 1 期プランにおける教育・保育提供区域の設定の考え方（1 期プラン 6 2 P～6 5 P 参照）

①地域自治区を最小の単位として区域設定

区域割を行う際の最小の単位を地域自治区で設定。

②地理的条件などを踏まえた区域の検討

地理的状況や交通の便などを踏まえ、居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

③現在の利用状況を踏まえた区域の検討

幼稚園・保育所は、保護者の就労状況や通園バスの利用などにより、広域的な利用を行う傾向にあり、特に本庁管内の地域自治区においては、その傾向が顕著となるため、利用実態に沿った教育・保育施設などの需給計画を策定するため、現在の幼稚園・保育所の利用状況を踏まえて設定。

⇒22 の地域自治区をベースに 14 の教育保育提供区域を設定

3. 第 1 期プランにおける教育・保育提供区域の区割り（人口は H31.4.1 時点）

	区域名	区域に含まれる地域自治区	未就学児人口	未満児人口
1	中央	中央東・中央西・小戸	2,682	1,364
2	大宮	大宮・東大宮	2,289	1,058
3	大淀・大塚	大淀・大塚・大塚台・生目台・小松台	3,232	1,510
4	櫛	櫛	2,763	1,445
5	赤江	赤江・本郷	2,925	1,378
6	木花	木花	504	220
7	青島	青島	158	82
8	住吉	住吉	1,258	605
9	生目	生目	693	300
1 0	北	北	350	157
1 1	佐土原	佐土原	1,797	852
1 2	田野	田野	585	275
1 3	高岡	高岡	505	223
1 4	清武	清武	1,592	741